

秋田県立大学研究データ管理・公開ポリシー補足（実施方針）

令和7年3月19日

研究・地域貢献本部

1.目的

秋田県立大学（以下、「本学」という。）の研究データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）に基づき、本学における研究データの管理・公開の原則と関係者の役割及び責務について以下のとおり定める。

2.用語の定義

研究者	本学において研究活動を行う全ての者をいう。本学と雇用関係にある教職員に限らず、学生、研究生、雇用関係はないが本学が受入・招聘する研究員も含む。なお、学生は、教員の指導・関与のもと、本ポリシーで定める研究者の役割を果たすこととする。また、本学が受入・招聘した研究員については、研究環境が一様ではないため、受入担当教員と相談のうえ、それぞれの研究環境に応じて同教員の支援・関与を受けながら研究データの管理を行う。
研究データ	研究者が研究利用の対象として収集、生成、加工、解析等したデータをいう。デジタル／非デジタルを問わず、数値、画像、テキスト等あらゆる形態が含まれる。当該研究データの説明資料や記録、その取扱いに関わる手続きの情報、ライセンスや権利に関する情報、これを生み出すに至った加工・解析ツール、プログラムコードやその実行環境に関わる情報など、関連資料全般に含まれる情報を含む。
管理	研究活動において研究データの取扱いに関わる一連の行為をいう。
公開	利用者を限定せず研究データの利用を許可する一般公開（Publish）と、限定された利用者へのみ利用を許可する共有（Share）の両方を合わせた概念。
法令等	法令及び倫理的要件、本学が定める規程等をいう。
契約	研究データに関する内容を含む契約をいう。
研究課題	研究者が関与する、一定の計画のもとに実施される研究を指す。外部資金に基づく研究課題、研究室の研究グループによる研究課題及び研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題を含む。
機関リポジトリ	本学における研究及び教育等の成果物である電磁的記録（研究データを含む。）を保存及び公開するために、本学が設置する電子アーカイブシステムをいう。

3.適用範囲

本ポリシーは、本学及び研究者に適用する。

4.研究データの管理・公開に関する基本的な考え方及び管理内容等

(研究データの管理の対象)

4.1 本学において実施される研究課題に関する全ての研究データを対象とする。

(研究データの管理・公開の基本的な考え方)

4.2 研究者は、原則として、研究データの管理に関する権利を有しており、法令等の定め
の範囲内で、その公開の可否、条件、方法等を決定することができる。研究データの管
理・公開は、次に掲げる事項に基づき行うものとする。

① 法令等及び契約の遵守並びに研究データに関する説明責任の遂行

② 以下 a～e を含む、適正な研究データの取扱い

a. 安全管理措置

b. 研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護

c. 研究データの提供元による条件の遵守

d. 研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用

e. 研究データの公開に係る条件の整備

③ 研究の公正性と再現性の確保

④ 可能な限り多くの長期的な研究データの公開

(研究データの管理)

4.3 以下①～④を主な管理内容とする。

4.2 をふまえ①収集または生成された研究データを適切に保管・利用し、②研究終了
時には研究成果を取りまとめ、データの保存の要否及び保存方法を決定し、③「秋田県
立大学研究資料等の保存に関するガイドライン」に基づく保存期間終了後は適切に処
理を行う。④保存する研究データについては、次の3分類を行い、a と b について公開
の可否を決定する。公開する研究データについては、公開の条件及びライセンス（契約
条件）を定め、公開の手続きを行う。

a. 研究終了時に論文として発表するデータ

b. a の論文に付随する根拠データ（appendix 等）

c. a と b 以外のデータ（一次データや途中経過のデータ等）

(研究データの公開)

4.4 公開については可能な限り FAIR 原則※に則り、本学の機関リポジトリをはじめ信頼
できるデータリポジトリ等を利用することを推奨する。なお、いかなる方法であっても
公開する場合は将来的な研究において制約を受けないよう注意するものとする。

(機関リポジトリによる公開)

4.5 本学の機関リポジトリへの登録により公開する場合は、可能な限り速やかにリポジト

り登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。登録、公開等機関リポジトリに関する事項は、「秋田県立大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。なお、出版社・学協会等のポリシーによる公開禁止期間（エンバargo）中は、公開を保留する。

5.各自の責務

（本学の責務）

5.1 本学は、研究データの管理・公開に際して、以下を行う。

- ①本学における研究データの管理・公開の推進
- ②本学における、法令等及び契約遵守される体制の整備
- ③可能な限り多くの研究データが公開されるための環境整備

（研究者の責務）

5.2 研究者は、法令等、契約及び研究分野の慣行を遵守しつつ、研究データの管理・公開を行うものとする。

6.関連法令等

研究データの管理・公開においては、次に掲げる法令等を遵守するものとする。

- ① 研究公正、研究倫理に関する法令等
- ② ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
- ③ 知的財産に関する法令等
- ④ 個人情報の保護に関する法令等
- ⑤ 安全保障輸出管理に関する法令等
- ⑥ 文書管理、情報公開に関する法令等
- ⑦ 機関リポジトリに関する法令等
- ⑧ 情報セキュリティ対策に関する法令等

7.契約への劣後

第三者との契約と本ポリシーが矛盾または抵触する場合、当該契約が優先されるものとする。

8.ポリシーの定期的見直し

本ポリシー及び本実施方針は、社会状況や学術状況の変化あるいは法令及び倫理的要件の変化に応じて、見直すものとする。

※FAIR 原則（和訳）

To be Findable:（見つけられるために）

- F1. (メタ) データが、グローバルに一貫で永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子 (ID) を明記していること。

To be Accessible: (アクセスできるように)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ) データを識別子 (ID) により入手できること。
 - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
 - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable: (相互運用できるように)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable: (再利用できるように)

- R1. メタ (データ) が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
 - R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
 - R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
 - R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

cc-by Licensed under a Creative Commons 表示 4.0 国際 license ©2019 国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

(出典) FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016). <https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>, NBDC 研究チーム (訳), "FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019). <https://doi.org/10.18908/a.2019112601>